

アジアにおける人権保障機構の構想 (三・完)

阿山
部崎
浩公
己士

目次

- 一 はじめに
- 二 人権保障機構設置の模索
 - (一) 国連関係
 - (二) NGO関係
- 三 アジア諸国の人権状況
 - (一) 政治状況
 - (二) 人権諸条約への参加状況
 - (三) 憲法における人権規定
 - (四) 実際の人権状況 (以上、五卷三号)
- 四 展望——アジアにおける人権保障機構の実現の可能性
 - (一) 地域的人権保障機構の必要性
 - (二) アジアにおける地域的人権保障機構の必要性
 - (三) 国際的人権保障における人権の地域的伸長・保護の位置 (以上、六卷三号)
 - (四) アジアにおける地域的人権機構の可能性 (以下、本号)
 - (五) 結びにかえて

(四) アジアにおける地域的人権機構の可能性

これまでにみたように、アジア地域には既にいくつかの非政府間の人権保障機構が成立している。⁽¹²⁵⁾ 本節では、アジアにおいて、政府間または非政府間の地域的人権保障機構が成立する可能性を探るにあたり、まず初めに(1)機構の目的、(2)機構が保護対象とする権利および自由、(3)機構の形態ならびに(4)機構の規模の各要素について個別に検討を加え、次にそれぞれの要素のいかなる組合せに実現可能性があるかについて考察する。

(1) 機構の目的

既に見たように、これまでにアジアにおける地域的人権保障機構の実現可能性が議論された際には、その機構の目的を単に人権の「伸長」活動に限るのか、あるいは人権の「保護」活動をも目指すものとするのか、が常に論じられている。

この点は、一九六九年に国連人権委員会が設けた「国連ファミリー内に地域的人権委員会を設置する提案のあらゆる側面を研究する」アド・ホック研究グループ(以下、「アド・ホック研究グループ」と略称⁽¹²⁶⁾)によって最初に論じられた。アド・ホック研究グループの報告書中の「地域委員会が実施しうる任務・権限」の項には、この後繰り返し主張される様々な見解が既に登場し、またこの後の対立の基調となる見解の相違も既にみられる。アド・ホック研究グループにおいて合意されたのは、国連憲章や国連・専門機関による宣言・条約に合致する人権や基本的自由を地域の人々に啓発することは地域人権委員会の目的の一つであること、および地域人権委員会は、地域諸国の要請に応じて、人権分野における勧告的機関として地域諸国を援助しうること、⁽¹²⁷⁾ であつた。しかし、地域人権委員会が当該地域における人権の遵守・尊重状況に関し情報を収集・照合・評価し、国連の関係機関にこれを通報することができるか否かに関しては、この任務は国家の排他的権限と抵触するとの意見もあり、合意は得られなかつた。⁽¹²⁸⁾ また、地域人権委員

会に国家や個人・集団からの通報を検討する権限を与えるか否かに関しては、一方で国連が未だに適切な手続を設けるに至っていない個人による人権侵害の申し立ての処理は地域的手続によって行うのが最も妥当であるとの理由でこれに賛成する者と、他方で個人による申し立ては国連における人権に関する定期的報告制度、通報手続、および国際人権規約上の諸手続によって既に処理されており、さらには個人による申し立ての処理は国家の排他的権限に属するとの理由からこれに反対する者とは対立し、見解は一致しなかった。⁽¹³⁾このように、地域人権委員会に期待しうる任務・権限について初めて論議したアド・ホック研究グループ報告においては、人権の「伸長」活動を地域人権委員会の任務とすることは了承されたものの、人権の「保護」活動をもその任務とすることに関しては合意を得るには至らなかった。

コロンボ・セミナーにおいても、アジア・太平洋地域における人権の「伸長」と「保護」のための国際的協力が必要であることは合意され、⁽¹⁴⁾また人権の「伸長」を目指す機構を現時点でアジア地域に設置する可能性についても、大方のアジア諸国の合意を得た。⁽¹⁵⁾しかしながら、人権の「保護」を目的とする機構をアジアに設置できるかに関しては、見解が別れ合意を得るには至っていない。⁽¹⁶⁾このように、アジア地域に人権の「保護」をも目指す機構を創ることは当面は困難であり、可能性が残されているのは、人権の「伸長」を目指す機構であると思われる。では、アジアにおいて地域的人権保障機構が行い得る「伸長」活動としてはどのようなものが想定できるであろうか。

地域的人権保障機構に期待される人権の「伸長」活動としては、①人権分野における地域的な問題の調査・研究、②人権教育の奨励・普及、③地域的人権問題に関するセミナー・シンポジウムの開催、④人権状況や人権問題に関する情報・文献の収集および公表、⑤人権思想や国際人権法の啓発・普及、⑥地域的人権問題に関する情報交換の促進等が考えられるであろう。

(2) 機構が保護対象とする権利および自由

一 機構の目的を人権の「伸長」活動に限るのか、あるいは「保護」活動をも目指すものとするのかは機構の任務・権限を性格づけるうえで重要な要素であるが、この点は、どのような権利および自由を機構の保護対象とするのかによっても左右されるであろう。

二 コロンボ・セミナーにおいて議論の素材とされたネパール代表の手になる「アジア・太平洋人権委員会の設置に関する条約案」⁽¹³⁴⁾（以下、「条約案」と略称。）では、同人権委員会が保護対象とする権利・自由は個別には明示されておらず、同人権委員会における指導原理および適用すべき基準として次のような規定をおいているにすぎない。⁽¹³⁵⁾

第二条（指導原理） 委員会（アジア・太平洋人権委員会）は、人権に関する国際法を指導原理とする。同法には、将来締結される人権に関する特定の地域的文書の規定、国際連合憲章の規定、世界人権宣言、ならびに特に経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約・同議定書、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、アパルトヘイト罪の鎮圧及び処罰に関する国際条約、難民の地位に関する条約・同議定書、ILO、UNESCO、FAOおよびWHO等の国際連合の専門機関によって採択された文書の規定のような、人権の分野における国際連合文書および地域的な文書の規定が含まれる。

第三条（適用すべき基準） 委員会は、同地域の構成国が明示的に認める規則を確立するその他の一般的または個別的国際条約、法として一般に認められた慣習を証拠づける国際的人権基準と一致する地域的慣行、ならびに法則決定の補助手段として同地域の諸国によって認められる法の一般原則、裁判上の判決および権威ある著作者の学説にも注意を払うものとする。

右の規定は、アフリカのバンジュル憲章⁽¹³⁶⁾の第六〇条および六一一条に類似している。しかし、同憲章は冒頭に「人及び人民の権利」と「義務」について二九か条にわたり詳細な規定をもつものに対し、条約案では右のような包括的・一

一般的な適用基準を示すにとどまり、委員会が保護対象とする権利および自由のカタログを列挙するには至っていない。この事実は、条約案がそもそもコロンボ・セミナーにおける討議の叩台として提示されたものであることにもよろうが、むしろ、アジア全域的規模で政府間の人権保障機構を構想する場合、個別的人権カタログを提示し得ない現状を示すものと言うべきであろう。

三　そこで次に、ASEAN地域の法曹有志から成る「アジア地域人権審議会」が一九八三年に採択した「アジア諸民及び諸政府の基本的責務に関する宣言」^(註)を取り上げ、非政府間の人権機構が提示した保護対象とすべき権利・自由について検討しよう。

この宣言は、既存の人権文書とは異なり、政府および民衆の「責務」という視点から保護対象とする権利・自由を規定し、アジア地域のすべての政府および民衆に対して「これらの責務を各国の憲法及び法令に組入れ、直ちにその誠実な施行及び実施を行う」よう要望する(同宣言前文第六項)というユニークな形式をとっている。

この宣言が保護対象として確立することを目指す権利・自由は、第一条(基本原則)に詳細に列挙されている。まず、第一項で、生命、相当の人間的生活水準、安全、尊厳、個性、自由、真実、法の適正手続及び正義に対する「すべての者の基本的権利」ならびに存立、主権、独立、自決、文化・社会・経済・政治面での自主的発展に対する「民衆の基本的権利」を保護することは各政府の責務である、として基本原則の骨子を示す。また、第二項で、次の八項目にわたり伝統的な市民的・政治的権利を列挙し、国家に対し「法令又は行政行為による制約をこえるものとして国家の憲法に組入れられるよう保証」することを求めている。すなわち、①生命・自由・人身の安全に対する権利、②拷問等からの自由、③法の下での平等・独立公正な司法に対する権利、④恣意的な拘束・抑留・追放・没収からの自由、⑤移動・居住の自由、⑥思想・良心・宗教の自由、⑦意見・表現の自由、ならびに⑧集会・結社の自由である。この

他、世界人権宣言を始めとする各種の国際的人権文書（一九四九年ジュネーブ諸条約・議定書、ILO諸条約を含む）、新国際経済秩序樹立宣言・行動計画、経済的権利義務憲章等が掲げる内容も各政府は同様に保証すべきものとされる。これに対し、第三項では、他の者の権利・自由を尊重・守護しつつ、人間的連帯の精神の下で自らの権利・自由を行使すること、ならびに、その主権を主張・防護・保全し、その文化と個性を保存・振興する等のことは、「個人及び民衆の責務」であると規定する。

このように、「アジア諸民及び諸政府の基本的責務に関する宣言」の第一条（基本原則）が提示する保護対象としての人権カタログには、伝統的な個人の基本権である市民的・政治的権利はもとより、発展への権利をも含む民衆の権利も含まれている。また、各政府が保証すべき責務を負う事項として個人および民衆の権利・自由を列挙するだけでなく、個人および民衆が負うべき責務をも明示している。これらはこの宣言の一つの特色といえるが、バンジュール憲章においても「人及び人民の権利」という形で、個人の権利・自由の他に人民の自決権・人民の発展の権利等の集団の権利が保護対象とされており、また家族・社会、国その他の共同体、国際社会に対する個人の義務も規定されている。⁽¹³⁸⁾

四 以上に紹介した宣言および憲章が提示する人権カタログは、アジアにおける地域的人権保障機構が保護対象とすべき権利・自由を決定するにあたり直面すると思われる次のような問題点を示唆していると考えられる。

第一は、保護対象とする権利および自由はあくまで個人的なものに限るのか、あるいは民衆の権利や人民の権利のような集団的なものをもこれに含めるのか、である。「世界人権宣言を中心とする国家条約・宣言などの説明する人権とは、キリスト教の伝統とヨーロッパ資本主義から生まれ育ってきたもので、アジアでは必ずしもその適用が妥当とはいえない。⁽¹⁴⁰⁾」との指摘も、この問題点と密接に関連するであろう。

第二は、市民的・政治的権利と経済的・社会的・文化的権利のいずれかに力点を置くのか、あるいは双方とも保護

対象とするのか、である。アジア諸国の憲法上の人権規定をみると、ASEAN諸国のように概ね社会権を憲法上の権利として位置づけていない場合もある^(註)ので、特に小地域規模の機構を考える際にはこの点が重要となる。

第三は、人権カタログに権利・自由のみを列挙するのか、あるいはこれに加えて個人または集団(民衆・人民)の義務の側面も規定するのか、である。アフリカ諸国の「歴史的伝統の美点およびアフリカ文明の価値」(バンジュル憲章前文)を考慮して締結されたバンジュル憲章の例にならない、アジアの特定地域の伝統や文化を配慮するのであれば、この問題点に直面するであろう。

(3) 機構の形態

地域的人権保障機構の形態としては、大別して政府間機構、すなわち地域の政府間の合意によって創設される地域的人権保障機構と、地域諸国の民間人または民間団体の手により設置される非政府間機構とが考えられる。条約案は第一条で、アジア・太平洋地域における人権の「伸長」と「保護」に関する次のような事項を任務とする「アジア・太平洋人権委員会」を設置するものとしている。

1. 人権法、人道法および難民法を含む人権の分野における地域的問題に関し研究・調査を実施し、教育・授業を奨励し、セミナー・シンポジウム・会議を組織し、情報を広め、国家・地方の人権機構を援助し、諸国政府に対し勧告を行うこと。
2. 人権侵害の申し立てを研究し、地域の国家に対し斡旋を行い、報告書を作成すること。
3. 地域の政府が立法・行政上の根拠となしうる人権基準を定式化し、作成すること。
4. 人権の伸長および保護にかかわる他の地域的・国際的機構、政府間・非政府間組織と協力すること。
5. 当事国が委員会に委ねるその他の任務。

右の任務のうち、2.以外の事項が人権の「伸長」活動にあたり、人権の「保護」活動にあたるのは2.のみである。このうち人権の「伸長」活動に関する事項は、バンジュール憲章上の「人及び人民の権利に関するアフリカ委員会」（以下、「アフリカ人権委員会」と略称。）の任務に関する同憲章第四五条一項および四項に類似している。しかし、人権の「保護」活動に関して、バンジュール憲章は同憲章に違反する事実の通報手続として、国家からの通報手続と個人やNGOなどの国家以外からの通報手続を規定している（第四七―五九条）のに対し、「アジア・太平洋人権委員会」がこの分野でなしうる任務は人権侵害の申し立ての研究、地域の国家に対する斡旋および報告書の作成に限られている。バンジュール憲章は実施機関としては人権裁判所を持たず、アフリカ人権委員会を設置しているだけであり、その権限も極めて限られたものでしかない⁽¹⁴²⁾。しかし、これに較べ「アジア・太平洋人権委員会」の設置に関する条約案は「アジア・太平洋人権委員会」を設けることを予定しているものの、バンジュール憲章のような人権侵害についての通報手続を盛り込んではいない。このように、同条約案は人権の「伸長」活動を主たる目的としており、人権の「保護」活動の側面はヨーロッパ人権条約や米州人権条約はもとより、バンジュール憲章の規定に較べても極めて控え目な内容をもつにすぎない。しかしながら、このような貧弱な任務しか予定していない政府間委員会の設置についてすら、賛否両論が出され合意を得られなかったことは既にみたところである⁽¹⁴³⁾。

アジアにおいて政府間の人権保障機構が成立し得ない理由として、これまで次のような説明がなされている。すなわち、①アジア地域諸国は民族的・歴史的・文化的・宗教的に多様であり、②諸国間の政治的・経済的利害が複雑であり、③アジア地域には、欧州審議会・米州機構・アフリカ統一機構のような一般的地域組織が存在せず、④各国政府は国内秩序安定・経済成長優先政策を採り、社会規範の形成と集団訓練を重視し、人権問題に関心を示さず、⑤超大国の直接的間接的干渉が国家の独裁的・権威主義的性格を助長し、⑥人権意識昂揚の担い手たるべき市民層が弱体

で、社会的調和を個人的利益に優先させる伝統的観念が強いからである、と。⁽¹⁴⁾

右の説明で、アジアにおいて政府間の人権保障機構の成立を妨げている要因はほほいい尽くされていると思われるが、次の二点を敢えて補足しよう。第一は、アジア地域、特に東南アジア諸国は、そのほとんどが自然発生的に形成されたのではなく、欧米諸国の植民地化のプロセスのなかで人為的に描かれた国境線にもとづき近代の国民国家として形成された、という事実である。このためこうした諸国では、民族分布と国家とが一致しないのが通例である。⁽¹⁵⁾ こうした事情から、アジア地域は種々の面で多様な国家群から成っているとだけでなく、個々の国家はそれぞれ内部に多種・多様な要素を抱えている場合が少なくないのである。第二は、アジア諸国の中には、中央政府の立法・行政・司法権が必ずしも全国土に実効的には妥当しておらず、このため、人権保護の担い手として十分に機能し得ない状況にある国家も少なくないことである。

上述のような理由から、少なくとも現時点では、アジアに政府間の地域的人権保障機構が実現することはあまり期待できないように思われる。結局、アジアにおいて地域的人権保障機構を考える場合、当面は、非政府間機構を構築することの方がより現実的と思われる。

(4) 機構の規模

一 アジアにおける地域的人権保障機構の実現可能性を考えるにあたって、機構をアジア⁽¹⁶⁾全域規模で構想するのか、あるいは東アジア、東南アジア、南アジアのような小地域単位でこれを考えるのか、は重要な点である。

これまでに既に地域的人権保障機構が成立している地域は、ヨーロッパや米州のように、地域内諸国間の政治・経済体制や法制度が比較的均一である地域である。これに対し、アジア地域は上述のようにヨーロッパや米州に比べ、民族的・文化的・宗教的に多様であり、地域的人権保障機構が成立しうる基盤が極めて弱い。このため、アジア全域

を対象とする地域的人権保障機構を現時点で構想するのはあまり現実的でないように思われる。では、小地域レベルには、地域的人権保障機構が成立する可能性は存在するのであるか。本稿で便宜上分類した東アジア、東南アジアおよび南アジアの三つの小地域⁽¹⁴⁾を軸として、次にこの点を考察しよう。その際、各小地域における文化的共通基盤(特に法文化についての)の有無、国内法制度(特に人権規定についての)の類似性の有無に留意することにする。

二 これらの三小地域のうちわが国が位置する東アジアには、政治体制を異にする諸国が混在しまた分裂国家も存在する。この地域の政治状況をみると日中関係は安定しているものの、朝鮮半島での南北両国対立がこの地域の国際政治環境を不安定なものにしており、絶えず緊張状態にある。また、地域内諸国間の関係をみると、日中、日韓、中朝、韓台などの緊密な二国間関係はみられるが、資本主義国と社会主義国が相半ばしているため、東アジア地域単位での相互依存関係はアジアの他の小地域に較べても少なく、したがって地域単位での経済的・社会的な国際協力関係もほとんどみられない。この現状は当面変わる見込みが乏しいので、文化的共通基盤や国内法制度の類似性を検討するまでもなく、東アジアにおいて小地域単位的地域的人権保障機構を構想するのは、少なくとも現時点では、極めて困難である。

三 東南アジアでは、ASEANに結集するフィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイおよびブルネイの資本主義諸国とベトナム、ラオスおよびカンボジアのインドシナの社会主義諸国とが対立しており、ビルマは独自の社会主義国家建設に努めている。したがって、東南アジア小地域単位で地域的人権保障機構の可能性を論じるのは現時点では困難であろう。しかし、ASEAN諸国は一九六七年のASEAN結成以来、共同工業化プロジェクト、域内特惠関税制度、等により域内協力関係を進展させている。⁽¹⁵⁾こうした地域協力の進展は、その制度的枠組みを定める条約や協定を通じて、またその結果としてのASEAN加盟国間での人や物の交流を通じて、域内での実定

法の調整と統一を促している。⁽¹⁴⁹⁾ ASEAN地域には、欧米(英・米・仏・独・オランダ・スペイン)からの移入法に加えて、ヒンドウ、イスラム、中国慣習法、さらには各国の伝統的な固有法という全く多様な法が併存しており、一国内にあっても複数の法が存在するといういわゆる多元的法体制という状況を呈している。しかし、この多様性の基底部には ASEAN全域に共通する法文化が存在するといわれる。⁽¹⁵⁰⁾ もつとも、ASEAN諸国の憲法における人権規定をみると、特に類似点を見いだすことはできない。⁽¹⁵¹⁾ また、ASEAN諸国では「軍事政権」ないし「準軍事政権」が強権的な開発政治を推進し、その過程で国民の政治的権利や人身の自由を侵害している場合が少なくない。⁽¹⁵²⁾ こうした状況を考えると、ASEAN諸国間に政府間の地域的人権保障機構を創ることは当面は望めないであろう。

しかしながら、非政府間のレベルでは、一九八二年にフィリピン、インドネシア、マレーシア、タイの法曹有志により「アジア地域人権審議会」が結成され、翌一九八三年には「アジア諸民及び諸政府の基本的責務に関する宣言」が採択された。⁽¹⁵³⁾ これはあくまでも宣言であり、同審議会が今後どのような活動を展開するかは未知数であるが、ASEAN諸国間に地域的人権保障機構を設置するための一つの核となりうるであろう。

四 最後に南アジアであるが、この小地域には内戦または争乱状態にある国が少なくなく、また戒厳令や、非常事態宣言の下にある国もみられ、⁽¹⁵⁴⁾ かなり不安定な国際政治環境にある。こうした中で、アフガニスタンを除く同地域諸国間では一九八〇年代に入ってから諸国間の地域協力を具体化する努力が続けられていたが、一九八五年一二月にバンラデシュのダッカで開催された南アジア七か国(インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、モルジブ、ブータン)の首脳による第一回南アジア地域協力首脳会議において、南アジアの地域内の協力強化をうたったダッカ宣言が採択され、同地域の経済開発を目指す南アジア地域協力連合(South Asian Association for Regional Cooperation. 以下、「SAARC」と略称。)が創設された。⁽¹⁵⁵⁾ SAARCは、南アジアの人々の福祉向上および

び生活の質の改善、経済成長、社会発展および文化発達の加速ならびに人々に尊厳と可能性への自覚を与えること、メンバー国の集団的自立の促進強化、経済、社会、文化、技術および科学の分野における積極的協働と相互援助の促進、等をその目的として掲げており、⁽¹⁵⁶⁾これをみても人権の地域的保障を直接的に目指す機構でないことはいうまでもない。しかし、南アジア諸国は、「過去の搾取等により貧困等の困難に直面しているが、社会的、民族的、文化的及び歴史的に見て共通の価値を共有しており、地域協力はこれらの困難解決のための方策となる。」⁽¹⁵⁷⁾(ダッカ宣言第七項)との認識の下にS A A R Cは結成されたのであり、さらにS A A R C憲章第五条一項^(e)⁽¹⁵⁸⁾には、外務次官で構成される常設委員会の機能として、「新協分分野の開拓」が掲げられている。このような文書から、S A A R Cが南アジアにおける地域的人権保障の分野にもその活動領域を拡げる余地があるものと思われる。なお、一九八〇年一月には、バングラデシュ、インド、ネパール、パキスタンおよびスリランカの民間人により、「人権および開発に関する南アジア委員会」が地域的人権保障N G Oとして発足している。⁽¹⁵⁹⁾

(5) 小 括

一 これまで、アジアにおける地域的人権保障機構の可能性を考察するにあたり、(1)機構の目的、(2)機構が保護対象とする権利および自由、(3)機構の形態ならびに(4)機構の規模、の各要素について便宜上個別に検討した。しかし、実際にはこれらの各要素は互いに関連しあい互いに他を規定しあうであろうから、これら各要素の組合せを検討しなければ現実に機構が成立し得るか否かは判断できないであろう。そこで、(2)の要素は他の要素に左右され、また他の要素を規定する側面が最も強いのでここではこれを除外し、残りの三要素について、まず理論上ありうる組合せを示し、次にこれまで検討したことを踏まえて、アジアにおいて地域的人権保障機構が実際に成立し得る組合せについて考察する。

二 (1)で検討した機構の目的には、大別して人権の「伸長」と「保護」の二種があるので、いずれか一方または双方を目的とする三通りの場合が一応考えられる。しかし、人権の「保護」のみを目的とし、人権の「伸長」活動は行わない機構は当面考えにくいので、機構の目的に関しては、①人権の「伸長」のみを目指す機構、および②人権の「伸長」と「保護」の双方を目指す機構、の二類型がありうる。(3)で検討した機構の形態には、①政府間機構と②非政府間機構の二類型がありうる。(4)で検討した機構の規模としては、大別して①アジア全域規模の機構と②小地域規模の機構の二類型がありうる。このように、三つの要素について各々二種の類型がありうるので、少なくとも理論上は、八通りの組合せが考えられる。このありうる組合せを、機構の成立可能性のより高いものからより低いものへの順に示せば、次の通りである。

番号	機構の形態	目的	規模
1.	非政府間機構	伸長のみ	小地域
2.	非政府間機構	伸長のみ	アジア全域
3.	非政府間機構	伸長+保護	小地域
4.	非政府間機構	伸長+保護	アジア全域
5.	政府間機構	伸長のみ	小地域
6.	政府間機構	伸長のみ	アジア全域
7.	政府間機構	伸長+保護	小地域
8.	政府間機構	伸長+保護	アジア全域

三 次に、右に示した八種の組合せについて個別的に検討しよう。

A 非政府間機構

1. は、人権の「伸長」活動のみを目的とする小地域規模の非政府間機構である。このタイプの機構としては、一九八〇年に発足した「人権および開発に関する南アジア委員会」⁽¹⁰⁾と一九八二年に結成された「アジア地域人権審議会」⁽¹¹⁾とが既に存在する。後者は、インドネシア、マレーシア、フィリピンおよびタイというASEAN四か国の法曹有志から成っているため当面はこのタイプに属するが、同審議会が採択した「アジア諸民及び諸政府の基本的責務に関する宣言」という標題からも明らかのように、アジア全域規模の活動を目指しているものと思われる。この意味では、2. のタイプに移行する可能性を秘めている。

2. は、人権の「伸長」活動のみを目的とするアジア全域規模の非政府間機構である。現在このタイプの機構は見あたらないが、1. タイプの機構が小地域レベルで充分に基盤を固めれば2. タイプの機構に移行する余地はある。しかし、これは単なる量的拡大ではなく質的な拡大をも伴うので、容易には実現しないであろう。

3. は、人権の「伸長」および「保護」活動を目的とする小地域規模の非政府間機構である。現在このタイプの機構は存在しないが、先に検討した「アジア・太平洋委員会の設置に関する条約案」第一条二項が予定する人権侵害の申し立ての研究・地域の国家に対する斡旋・報告書の作成のような比較的緩やかな「保護」活動に限れば、1. タイプの既存の機構も活動領域を拡げることが可能と思われる。

4. は、人権の「伸長」および「保護」を目的とするアジア全域規模の非政府間機構である。このタイプに属する機構としては、一九七九年に設置された「ローエイシャ(LAWASIA)人権常設委員会」⁽¹²⁾と一九八四年に発足した「アジア人権委員会」⁽¹³⁾がある。前者はアジア・太平洋地域を対象とする人権NGOであり、人権の「伸長」活動を始め人権侵害に関する苦情の受理・調査のような「保護」活動をも行うものとされている。また、後者は人権の「伸長」

活動の他、アジア地域内における人権侵害の申し立ての受理・検討・調査報告書の作成、関係当局に対する救済措置の勧告等の「保護」活動もその任務としている。この両機構の活動状況について筆者は情報をもっていないので正しく評価はできないが、活動次第ではアジア諸国の信頼を得てアジア地域の人権状況の改善のため貢献しうるものと期待される。

B 政府間機構

(3) 機構の形態においても述べたように、現時点でアジアに政府間の地域的人権保障機構を創るのは困難である。しかしながら、これに向けての模索は一九六四年以来国連において続けられており、⁽¹⁶⁾一九八六年の人権委員会では、アジア・太平洋地域における人権関係資料の収集・調査・広報を目的とする国連人権関係資料寄託センターをバンコックのESCAP事務局内に設置することを検討する段階にまで至っている。⁽¹⁶⁾これを実際に設置するためには、国連は財源等の解決すべき問題を抱えてはいるが、実現する公算は大きいと思われる。なお、バンコックに設置することが検討されている同センターは、アジア全域的規模のものなのか、あるいは東南アジア規模のものなのか、その性格づけは必ずしも明らかでないので、仮にバンコックにおける設置が実現しても、別のアジアの国、例えば日本に同様のセンターが設置される余地はあるものと思われる。⁽¹⁶⁾いずれにせよ、かかるセンターのような人権の「伸長」活動のみを目的とする政府間機構(5.または6.のタイプ)には実現可能性があるように思われる。

さて、ここまで考察した1.から6.までのタイプの機構は、既に成立しているかあるいはかなりの程度成立を期待できるものであった。これに対し、7.および8.のタイプ、すなわち人権の「伸長」および「保護」活動を目的とする小地域的またはアジア全域的規模の政府間機構は、少なくとも現時点では、その実現をあまり期待できない状況にある。しかしながら、実現が最も困難と思われる8.のタイプについてはこの際一応置くとして、7.のタイプ、すなわち

人権の「伸長」および「保護」を目的とする小地域規模の政府間機構に関しては、全く実現可能性がないとは断言できない。なぜなら、次のような点を考慮にいれると、南アジア諸国間に7. タイプの機構が成立する可能性を全く否定することはできないからである。すなわち、①南アジアの七か国は一九八五年にS.A.A.R.C.という地域的国際組織を結成し、様々な分野での地域協力を強化しつつあること、②南アジアには、スリランカやネパールのように国連等の場でアジアにおける地域的人権保障機構の実現を熱心に推進してきた国家が存在すること、③南アジア諸国の憲法はモルジブの場合を除き、極めて類似していること⁽¹⁶⁶⁾、である。しかし、こうした背景のみで政府間機構が成立し得る訳でないことはいうまでもない。ただ、アフリカでは、ウガンダのアミン政権、中央アフリカのボカッサ政権、赤道ギニアのマシアス政権による公然たる大規模な人権侵害行為が、バンジュル憲章の採択を促す結果となったように⁽¹⁶⁷⁾、インドやスリランカが現在直面している人種的あるいは宗教的対立が、人権問題の重要性についての南アジア諸国の認識を深めさせ、同地域における人権基準の設定等に関する地域協力を促す要因となるのではないかとみるのは、楽天的にすぎるのであろうか。

(125) 山崎公士・阿部浩己「アジアにおける人権保障機構の構想(以下、「本論文」と略称)(一)」『香川法学』五巻三号、一〇一―一二頁。現在アジアで活動している地域的人権保障NGOとしては、アジア人権委員会(A.H.R.C.)およびアジア法律資料センター(Asian Legal Resource Centre, ALRC)(アジア人権委員会規程は、山崎公士「アジアにおける地域的人権保障機構に関する基本文書」『香川法学』五巻四号で紹介。)、ローエイシャ(Lawasia)人権常設委員会、アジア地域人権審議会ならびにアジア人権機構連合(Asian Coalition of Human Rights Organizations, ACHRO)(本部フィリピン)の五機構である(久保田洋「アジア人権センターの設立を考える(2)」『部落解放研究』四三三号(一九八五年三月)、六九頁、注(41)。

(126) 本論文(一)、五一―六頁。

- (127) U.N.Doc. E/CN. 4/966 and Add. 1, *supra* note 12.
- (128) *Id.*, paras. 34-35.
- (129) *Id.*, para. 38.
- (130) *Id.*, para. 39.
- (131) コロンボ・セミナーの結論(a)、本論文(二)『香川法学』六巻三号、六頁。
- (132) コロンボ・セミナーの結論(d)、本論文(一)、六頁。
- (133) 本論文(二)、七頁。
- (134) 本論文(一)、七頁。なお、この条約案(前掲注(125)山崎資料)において紹介・翻訳。(一)は、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」をモデルとしており、多くの条文が同規約に類似している(同資料、九八頁、注をみよ)。
- (135) 前掲注(125)山崎資料、九五頁。
- (136) バンジュール憲章は、一九八六年一〇月二二日に効力発生要件(アフリカ統一機構加盟国の単純多数の批准書又は加入書を受領した後三箇月で発効〔第六三条三項〕を満たし、発効した(Human Rights Internet Reporter, Vol. 11, No. 3, at 46)。なお、同憲章に関する文献には、前掲注(7)岩沢資料、松本祥志「『アフリカ人権憲章』の成立背景と法的意義——二つの絶対的基準——」『札幌学院法学』三巻二号(一九八六年十二月)、Philip Kunig, Wolfgang Benedek, and Costa R. Mahalu, *Regional Protection of Human Rights by International Law: The Emerging African System* (1985).がある。また、本文で引用・紹介する同憲章の訳文は、岩沢訳による。
- (137) 本論文(一)、一一頁。前掲注(8)久保論文が宣言の翻訳と解説を行っている。なお、本文で引用・紹介する同宣言の訳文は、久保訳による。
- (138) 同宣言は第三条(独立及び発展)で、「民衆の自主的な政治的・経済的・社会的・文化的発展を保証することは、政府の責務である。」と規定する。
- (139) バンジュール憲章が列挙する個人および集団の権利および義務については、前掲注(7)岩沢資料、ならびに前掲注(136)松本論文をみよ。
- (140) 久保田洋「国際機構の再構築」『ジュリスト』八五四号、八五頁。

- (141) 本論文(一)、二九頁。
- (142) 前掲注(136)松本論文、一五七頁。
- (143) 本論文(二)、五一六頁。
- (144) 前掲注(8)久保論文、一二八一―二九頁。久保教授は、国家間の人権条約締結を妨げている主因は、④・⑥の事由である、とされる。前掲注(8)山根論文、一五九―一七〇頁。前掲注(140)久保田論文、八五頁。Khushalani, *supra* note 29, at 439-442, H. Yamane, *Development of Human Rights Teaching and Research in Asia: Toward a De-ideologization through Information, 14 Bulletin of Peace Proposals* 45-52 (1983).
- (145) 矢野暢編著『東南アジア学への招待(上) 新たな認識を求めて』(日本放送出版協会、一九八三年)、一一三頁、矢野暢『東南アジア世界の構図 政治的生態史観の立場から』(日本放送出版協会、一九八四年)、九八一―〇二頁参照。
- (146) 本稿において取り扱う「アジア」とは、東は日本から西はアフガニスタンまで、北はモンゴルから南はインドネシアまでの地域に属する二四か国に限定し、西アジア、アラブ地域は除外する。なお、太平洋・オセアニア地域は原則として除外するが、コンボ・セミナーにおけるようにアジア・太平洋地域を一括して論ずる場合には、太平洋・オセアニア地域を検討の対象とすることもある。なお、右に限定した「アジア」を考察の便宜上、左の三つの小地域に分類する。各国名は、正式国名によってではなく、通称で表示する。
- (1) 東アジア(六か国)―日本、韓国、北朝鮮、モンゴル、中国、台湾
- (2) 東南アジア(一〇か国)―フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、タイ、ベトナム、ラオス、カンボジア、ビルマ
- (3) 南アジア(八か国)―バングラデシュ、インド、ブータン、ネパール、スリランカ、モルジブ、パキスタン、アフガニスタン
- (147) 前掲注(146)をみよ。なお、各小地域における政治状況等については、本論文(一)、一三一―一八頁をみよ。
- (148) 萩原宜之『ASEANⅡ東南アジア諸国連合 東西対立と南北問題の接点』前掲注(42)、一〇九―一一五頁。
- (149) 安田信之『ASEAN法の展望 特集にあたって』『アジア経済』二六巻一〇号(一九八五年一〇月)、二頁。
- (150) 同右。なお、多元的法体制に関しては、安田信之『アジア法の3類型―固有法、移入法、発展法―』『アジア経済』二二巻一〇号(一九八一年一〇月)参照。

- (151) 本論文(一)、二九―三〇頁。なお、玉巻弘光「ASEAN諸国における自由権的基本権の保障」『アジア経済』二六卷一〇号(一九八五年一〇月)参照。
- (152) 本論文(一)、一五―一六頁。
- (153) 本論文(一)、一一頁。なお、同宣言の内容については、前掲注(8)久保論文をみよ。
- (154) 本論文(一)、一六―一八頁。
- (155) ダッカ宣言およびSARC憲章の要旨と英文テキストは、『月刊国際政経情報』一九八六年一月号、一四―二七頁。なお、SARC発足の背景については、中村平治「南アジアにおける国際環境と地域協力」『国際問題』三〇四号(一九八五年七月)、西野照太郎「南アジア地域協力連合…その成立と性格」『海外事情』三四卷七・八合併号(一九八六年七月・八月)をみよ。
- (156) SARC憲章第一条。前掲注(155)『月刊国際政経情報』一九、二二―二三頁。
- (157) 同右、一五―一七頁。
- (158) 同右、二〇、二四頁。
- (159) 本論文(一)、一一頁。
- (160) 本論文(一)、一一頁。同委員会の基本文書は、前掲注(125)山崎資料、九八―九九頁。
- (161) 本論文(一)、一〇―一一頁。
- (162) 本論文(一)、一一―一二頁。アジア人権委員会規程のテキストは、前掲注(125)山崎資料、九九―一〇五頁。
- (163) 本論文(一)、五―八頁。
- (164) 本論文(一)、六―九頁。
- (165) 前掲注(105)久保田論文参照。
- (166) 本論文(一)、三〇―三一頁。
- (167) 前掲注(136)松本論文、一一九―一二七頁参照。

(五) 結びにかえて

一 個人または集団の基本的な人権および自由は、その個人または集団が属する主権国家の国内法を通じて保障されるのが原則である。したがって、個人または集団に対する人権侵害が生じた場合には、被侵害者は、国家に対し国内法にもとづき行政的あるいは司法的救済を求めることができる。このように、国内法上国家は個人または集団の基本的人権および自由を護る担い手として位置づけられている。

しかしながら、アジア諸国にまま見られるように、本来人権保障の担い手たるべき国家が自ら人権侵害行為を行ったり人権侵害行為を黙認したりする状況においては、人権を侵害された者は通常の内法上の救済を求めずや国家に期待することはできない。ただしこの場合でも、人権侵害国が国際的人権条約の当事国であり条約上人権保護の義務を負っているときは、その国の人権侵害行為を条約上の義務違反として国際的平面で問題とすることが可能である。しかしながら、自らが直接的または間接的に人権侵害を行うような国家は、恐らくは、国際的人権条約にも加入していないであろうから、当該人権侵害行為を国際的平面で法的に非難する途もほとんど開かれていないといえよう。

もつとも、こうした状況にある者でも、一五〇三手続⁽¹⁰⁾により人権侵害の申し立てをすることは可能である。しかし、同手続による申し立てが実際に取り上げられる場合は極めて限られているため、こうした状況の下にある者が国際的平面で人権侵害の救済を受けるのは事実上絶望的に近いものと思われる。

二 ところで、国家内の人権保障状況を国際的に監視するための方策としては、大別すると、①国際的人権条約(例えば、国際人権規約・人種差別撤廃条約・ヨーロッパ人権条約・米州人権条約)の実施措置の運用を通じて行う方法と、②国際機構(例えば、国連の人権委員会・同小委員会のような政府間機構、または非政府間機構)の日常活動(例えば、国連人権小委員会における一五〇三手続による申し立ての検討や人権NGOによる人権の「伸長」活動)を通

じて行う方法とが存在する。

先にみたように、アジア諸国の既存の人権諸条約への参加状況は他の地域に較べて決して芳しいものではない⁽¹⁰⁾。したがって、アジア地域で①の方法を実質化するためには、既存条約への加入促進を諸国に訴えるか、あるいはアジア地域に独自の地域的人権保障機構を設置すべく努力するしか方法はない。しかしながら、人権侵害を事とするような国家は地域的人権保障機構の設置について積極的であろうはずがないと思われるので、アジア地域は、①の方法によって国内の人権状況を国際的に監視する体制にはない。したがって、同地域において国内の人権状況を国際的に監視する手段としては、②の方法しか残されていない。しかし、本稿での検討によれば、人権の「伸長」活動のみを目的とする非政府間機構は既に存在し、また同様の目的の政府間機構も実現が期待できる段階にさしかかっている。

三 しばしば触れてきたように、アジア地域は雑多な要素から成る諸国によって構成されているので、アジア全域に妥当する人権基準を設定し、これを目安にアジア地域の人権状況を改善するのは、容易な作業ではない。しかし、それ故に、地道な活動の積み重ねが意味をもつであろう。今日アジアにおいて最も必要とされているのは、コロンボ・セミナーの結論⁽¹¹⁾の中に示されている、基本的な国際的人権文書ができるだけ多くの地域言語によって広めること、人権に関する教育・教授法・訓練・調査・文献・広報・経験の交換のような極めて地道な「伸長」活動であろう。

四 最後に、本稿で論じることができなかった問題点のうち重要なものを今後の課題として指摘しておきたい。

第一は、アジア地域に適用される共通の人権規範⁽¹²⁾は存在しうるか。それは、世界人権宣言、国際人権規約等の国際的人権文書により設定されてきた普遍的な人権基準と同一なのか否か、という根本的な問題である。

第二は、人権保護の担い手の問題である。現在の主権国家体制にあっては、主権国家が人権保障の第一の担い手である。しかし、国家にこの役割を期待し得ない状況においては、国内に人権保護の担い手を見いだすか、あるいは国

外の人権NGOにこの役割を期待する他ないであろう。このような場合、国内における担い手としては、実際にどのような主体が考えられるであろうか。仮に、こうした担い手が国内に存在するとしても、果して安全かつ実効的にその役割を演じうるであろうか。また、国外の人権NGOは、国内の人権状況を監視し人権侵害をやめさせる活動をより効率的に進めるため今後どのような活動を展開しうるであろうか。地域的人権保障機構の可能性を論ずる際も、こうした人権保護の担い手論を考慮する必要があるであろう。

第三は、第二の問題点とも関連するが、アジア地域における国際的人権保障体制を考える場合、果して国家単位で物事を論ずるだけで事足りるのだろうか、という疑問である。先にも触れたように、アジア諸国には人為的に引かれた国境線を基礎とし不自然な形で国家が形成されたケースが少なくない。こうした国家においても国民国家形成のため様々な努力がなされつつあるが、同一民族が複数の国家にまたがって存在する場合や、宗教・言語・文化的に異なる要素を一国内に抱える国家においては、主権国家を単位とするものの見方のみでは把握できない問題点も多々あるように思われる。

(168) 一五〇三手続については、今井直「国連・一五〇三手続の制度的性格と問題点」『法研論集（早稲田大学大学院）』二六号（一九八二年）、久保田洋「国連における人権侵害通報申立てシステム——一五〇三手続とB規約選択議定書による手続——」前掲注(6)『国際人権法入門』所収、久保田洋『実践国際人権法』（三省堂、一九八六年）、竹本正幸「国連人権小委員会のあり方について——最近の再検討作業」『関西大学法学論集』三六卷三・四・五合併号（一九八六年）参照。

(169) 前掲注(168)『実践国際人権法』第2部参照。

(170) 本論文(一)、一九一七頁。

(171) 本論文(一)、六一七頁。

(172) 世界人権宣言は、世界の六八の言語(アジアの二九言語を含む)に翻訳されているが、国際人権規約にはアフガン語、アラビア語、中国語、英語、フランス語、日本語、ルーマニア語、ロシア語およびスペイン語のテキストがあるのみである(SIM Newsletter, No. 13, Feb. 1986, at 79-80.)。

(173) 前掲注(8)山根論文、一五九―一六〇頁参照。

(完)

[付記]

本誌の執筆要領にしたがい、本論文の執筆分担を示すと次の通りである。

三 アジア諸国の人権状況の(二)―(四)(本論文(一)、五巻三号、一九―三九頁)は阿部が執筆し、それ以外の部分は山崎が執筆した。

なお、本論文(二)および(三・完)(山崎執筆)は、昭和六一年度文部省科学研究費補助金(一般研究C)による研究成果の一部である。